

## 天竜区行政連絡会の組織及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第11条第4項の規定に基づき、天竜区行政連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 連絡会は、天竜区管内における行政機関等の情報の共有、連絡調整等を行うため、次に掲げる事項について、協議、連絡等を行う。

- (1) 天竜区の区域内において浜松市が行う重要な事務事業の計画、実施等に関する事項
- (2) 天竜区の区域内において国、県等が行う重要な事務事業の計画、実施等に関する事項
- (3) 天竜区民の安心・安全な生活の確保に関する事項
- (4) その他区長が必要があると認める事項

### (組織)

第3条 連絡会は、別記に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 区長は、委員の要請がある場合その他必要があると認めるときは、委員以外の者を連絡会に出席させるものとする。

### (幹事)

第4条 連絡会に幹事及び副幹事を置く。

- 2 幹事は区長とし、副幹事は副区長とする。
- 3 幹事は、会務を総理する。
- 4 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、区長が必要の都度招集し会議の議長となる。

### (庶務)

第6条 連絡会の庶務は、区振興課において処理する。

### (細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、区長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記(第 3 条関係)

区長、副区長、区振興課長、春野協働センター所長、佐久間協働センター所長、水窪協働センター所長、龍山協働センター所長、天竜消防署長、天竜警察署長、浜松土木事務所天竜支局長、西部農林事務所天竜農林局長